

2019年9月吉日

保護者各位

特定非営利活動法人 放課後NPOアフタースクール
事務局

消費税増税に伴う対応について（訂正版）

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、弊団体アフタースクール利用料金に対する消費税率を下記のとおり改定させていただきますので、お知らせいたします。

記

現行 : 税抜価格 + 消費税 8%

改定後 : 税抜価格 + 消費税 10%（軽減税率対象のものは8%）

適用時期 : 2019年10月1日以降のアフタースクール利用にかかる料金より適用

2019年9月のご利用料金については8%、10月のご利用料金は10%の消費税をお預かりすることになります。尚、先日消費税に関するご連絡を差し上げた際、アフタースクールで提供する「お弁当」は軽減税率対象とのご連絡をいたしましたが、再度税務署に確認したところ軽減税率適応外とのことでした。訂正してお詫び申し上げます

ご利用規約に基づき、これまで通りレギュラー料金・定期プログラムは当月、スポット料金等利用実績に基づいて翌月ご請求させていただきます。

例)

2019年10月請求

明細項目	消費税率
レギュラー利用（10月利用分）	10%
定期プログラム（10月利用分）	10%
スポット利用（9月実績）	8%
スペシャルプログラム（9月実績）	8%
お弁当（9月実績）	8%
引落手数料（10月ご請求分）	10%

2019年11月請求

明細項目	消費税率
レギュラー利用（11月利用分）	10%
定期プログラム（11月利用分）	10%
スポット利用（10月実績）	10%
スペシャルプログラム（10月実績）	10%
お弁当（10月実績）	10%
引落手数料（11月ご請求分）	10%

※KidsAIのシステム上、2種類の税額設定ができないため、10月以降一律10%となります。10月請求の消費税率8%の項目につきましては、税込価格をこれまでと変わりのない価格となるよう税抜価格を変更いたします。

今回の税制改正に伴う対応につきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具